

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

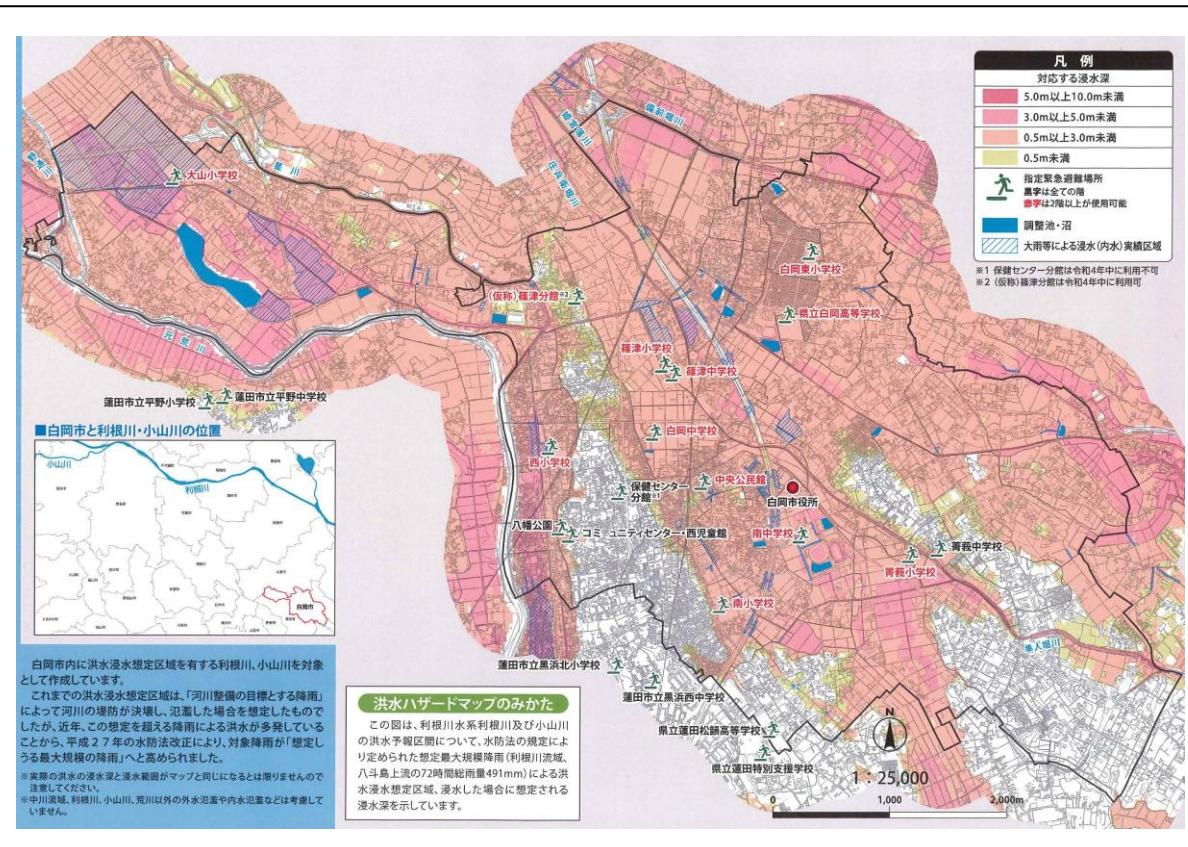
I 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生の情報は、白岡市が策定した白岡市地域防災計画（令和6年3月改訂）やハザードマップを基に現状分析を行う。

（1）地域の災害リスク

(洪水: 地域防災計画およびハザードマップ)

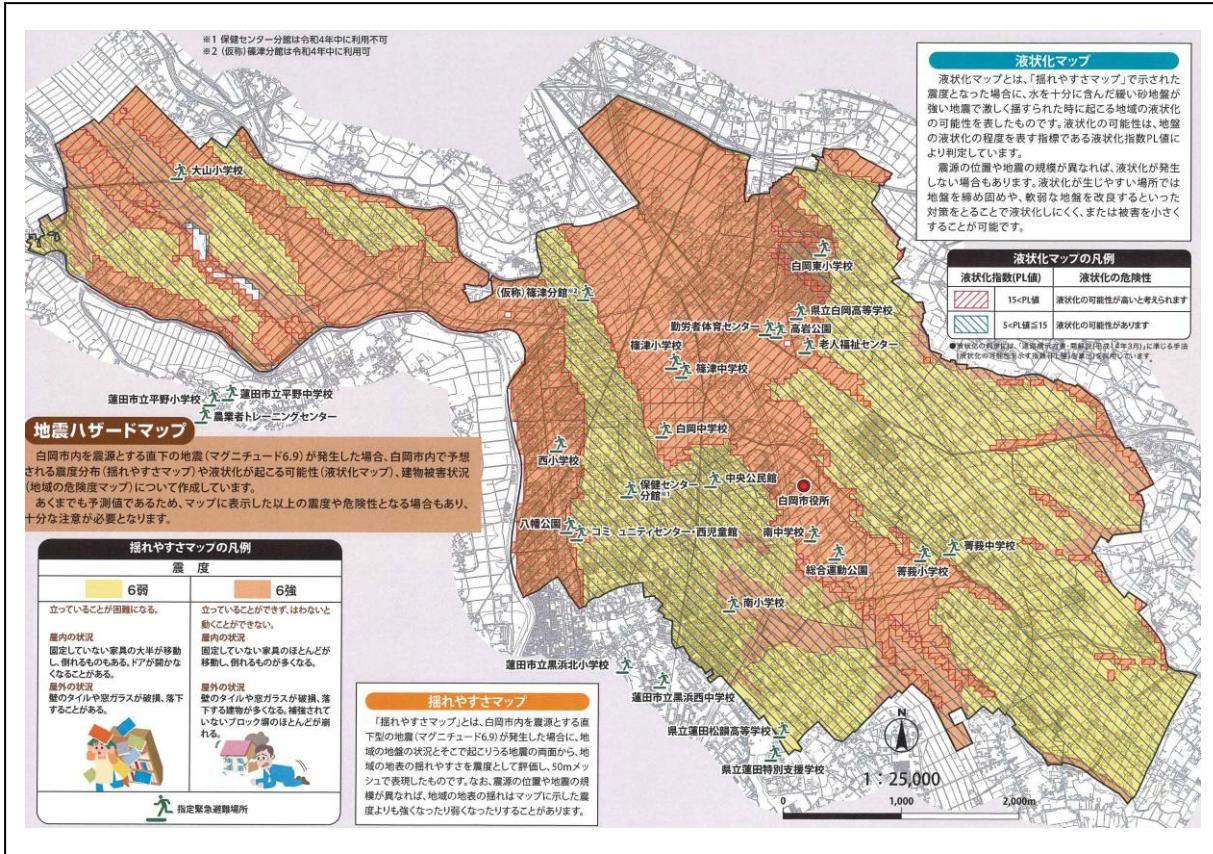
当市の地域防災計画、洪水ハザードマップによると浸水想定河川として中川流域及び利根川、小山川、荒川の氾濫による浸水が想定されている。市内の白岡山区や実ヶ谷を除く広い地域で浸水深0.5m以上～3m未満と想定されており、当会が立地する地域でも浸水深0.5m以上～3m未満と想定されている。また、近年の市の風水害の主な発生形態は内水氾濫であり、ほぼ毎年、道路のアンダーパス部において冠水被害が発生している。これは近隣市町村とともに当市においても台地部や水田等が開発され、市街化の拡大が行われたため、地下浸透や遊水機能が激減したことが要因となっている。この要因は、台風に伴う大雨や集中豪雨による雨水が一気に市内の中小河川へ流入し、急激に流水量を増加させ、各河川及び排水路の排水機能の負荷が多くなり、内水災害も発生させると想定されている。



出所：白岡市地震・洪水ハザードマップ【利根川・小山川洪水浸水想定区域】

(地震：地域防災計画およびハザードマップ)

当市の地域防災計画によると2つの地震を想定している。なかでも茨城・埼玉県境地震が最も大きな被害をもたらし、震度6強の地震が予測されている。被害想定は、建物全壊数（地震動+液状化）329棟、建物半壊数（地震動+液状化）1316棟、ライフライン被害（断水人口36,943人、停電件数7,714件）、死者は7人、負傷者は160人であり、そのうち重傷者は16人である。



出所：白岡市地震・洪水ハザードマップ【揺れやすさ・液状化マップ】

(その他)

当市は、台風などにより隼人堀川、姫宮落川や中小河川の越流などにより、たびたび水害が発生している。特に昭和57年9月の台風18号、平成3年9月の台風18号及び平成5年8月の台風11号では、人的被害はなかったものの道路冠水や河川の溢水、床下浸水などの被害があった。

近年の水害は堤防決壊による外水氾濫は発生しておらず、市街化の進展により河川や排水路に直接流入する雨水が増加し、中小河川や排水路の処理能力を超えることによる内水災害が発生している。

(感染症)

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、これまで10年から40年の周期で大きく型が変化してきた。さらに、新型コロナウイルスに見られたように、人口の大部分が免疫を持たない新たな感染症が発生した場合、世界的な大流行（パンデミック）となり得る。このような事態は、重大な健康被害に加え、事業活動や地域社会に深刻な影響を及ぼす可能性がある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 1,194

・小規模事業所数 927

【商工業者の業種別内訳】

業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	合計
商工業者数	144	118	72	326	211	255	68	1,194

出所：令和3年経済センサス

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・白岡市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画

2) 当会の取組

- ・事業者B C Pに関する国の施策の周知
- ・B C P策定支援
- ・埼玉県火災共済共同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・埼玉県中小企業共済協同組合と連携した所得補償共済の紹介
- ・防災備品（スコップ、テント、テーブル等）を備蓄

II 課題

当市の地域防災計画には災害発生時の当会の役割や協力内容等が記載されているものの、情報共有体制や業務の標準化、マニュアル化は整備されていない。加えて、平時・緊急時に応応を推進する人員が定められていないため知識の補充がなされていない。

更に、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・事業者に対し、B C Pの策定支援を図る。
- ・発災時、非常時における連絡体制の整備
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和8年4月1日～13年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・令和6年3月に改定した「白岡市地域防災計画」や令和4年2月に改定した「白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップ等を活用し、事業所立地における自然災害リスク（地震・水害・土砂災害等）と、事業継続への影響、その軽減策について説明する。あわせて、事業休業への備え、設備・什器の水害対策、損害保険・共済（特に風水害・事業休業補償）の加入促進、行政支援策の活用方法について指導する。
- ・会報、市広報、ホームページ、SNS 等を通じて、最新の国・県・市の施策、災害リスク対策の重要性、損害保険等の概要、BCP に積極的に取り組む小規模事業者の事例を紹介する。
- ・小規模事業者に対して、BCP 策定支援や、実効性の高い訓練方法（初動訓練、安否確認訓練、代替手段の確認など）について指導・助言を行う。
- ・事業継続に関する専門家を招き、災害リスク対策や行政施策の紹介、損害保険の活用、最新のBCPトレンドなどをテーマに普及啓発セミナーを開催する。
- ・新型ウイルス感染症等は、今後も発生する可能性があるため、事業者には国・県・市の公的機関が発信する最新の正確な情報を確認し、誤情報に惑わされず冷静な対応を取るよう周知する。
- ・業種別ガイドラインや国・自治体の最新基準に基づき、感染拡大防止対策の周知および、今後の感染症対策に資する支援策の情報提供を行う。
- ・事業者に対して、適切な衛生用品（マスク、消毒液等）の一定量の備蓄、換気設備の整備、感染症に強い職場環境づくり、IT化・テレワーク環境整備につながる施策の紹介を行う。
- ・感染拡大防止および従業員・利用者の安心確保のため、行政が提供する通知サービスや接触確認システム等について導入支援を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・事務局長を中心に令和8年度末までに作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・埼玉県火災共済協同組合と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーの開催や損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、発生・収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として埼玉県中小企業共済協同組合と連携した所得補償共済の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

・B C Pの効果検証

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等が発生したと仮定し、白岡市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）
- ・役職員間における安否確認と連絡手段の把握

＜2. 発生後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の災害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後原則3時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況を当市と当会で共有する）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理をおこなうとともに、職員の手洗い・マスク着用等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、白岡市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当市と当会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

下記のように職員の居住地により災害発生時においても、2～4名は出勤できるものと想定する。

【職員の居住状況一覧】（令和7年12月1日現在）

居住地	白岡市	蓮田市	鴻巣市	宮代町	桶川市	さいたま市
人数	2人	1人	1人	1人	1人	1人
通勤距離	4～7 km	7 km	22 km	8.5 km	11 km	20 km
通勤方法	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車
所要時間	15分～20分	15分	45分	25分	30分	60分

- ・大まかな被害状況を確認し、5日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内で10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

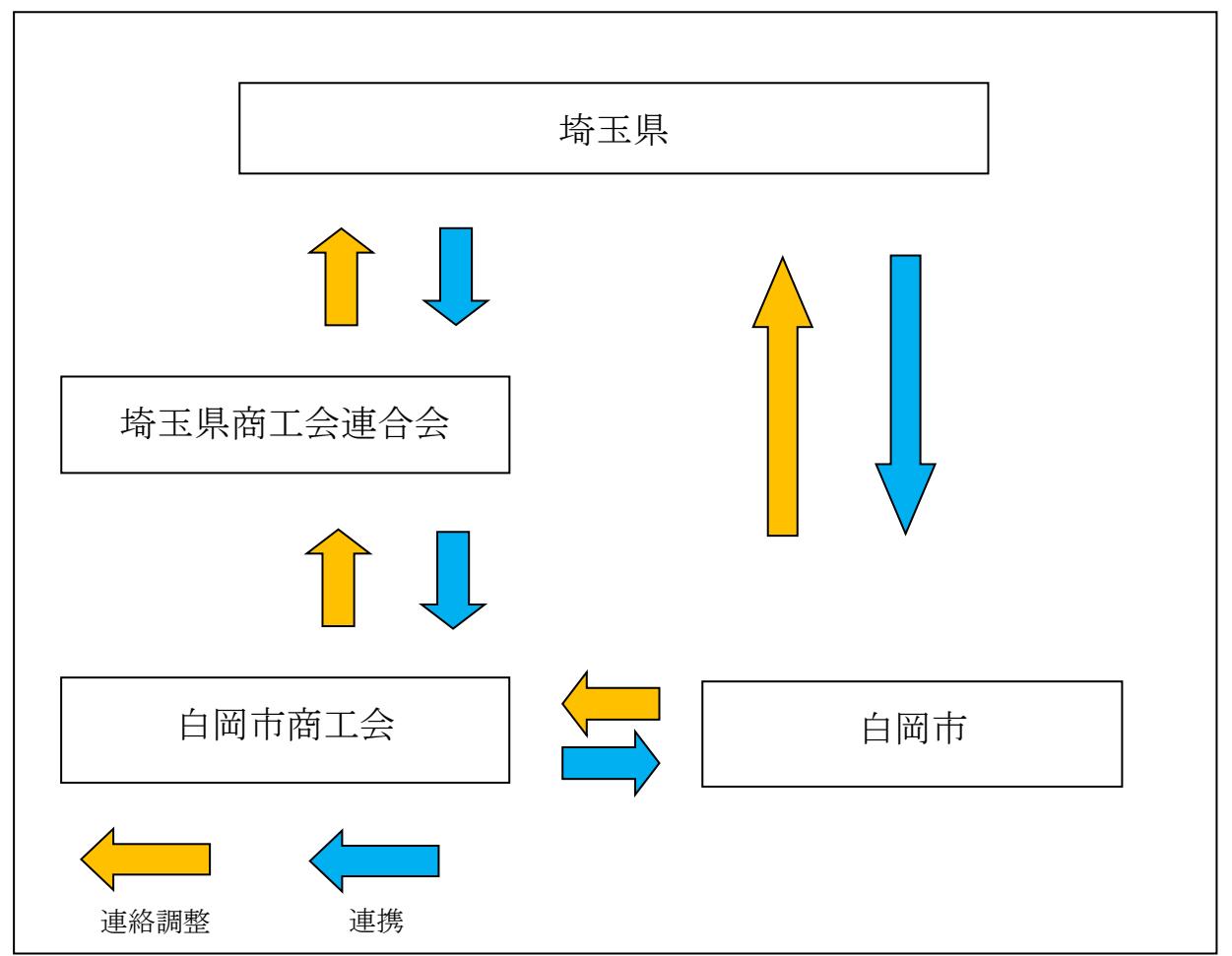
- ・本計画により、当市と当会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回連絡する
1週間～2週間	1日に1回連絡する
2週間～1ヶ月	2日に1回連絡する
2ヶ月以降	7日に1回連絡する

- ・当市でとりまとめた「白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 災害時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・事前災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を埼玉県の制定する方法にて当市又は当会より埼玉県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や埼玉県等からの情報や方針に基づき当市と当会が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて当市または当会より埼玉県へ報告する。



＜4．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、白岡市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や埼玉県、白岡市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

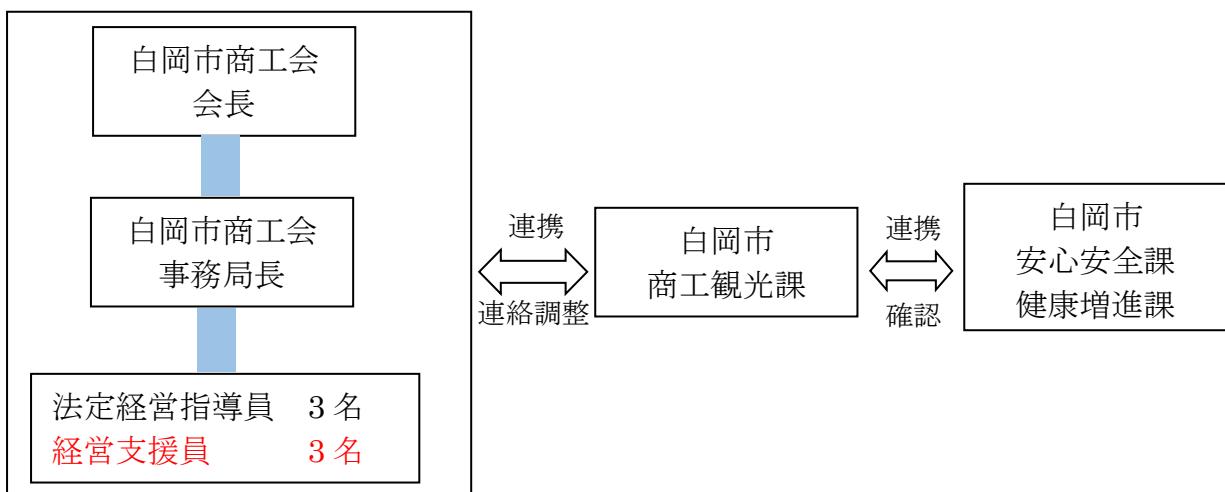
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 吉田 茂

経営指導員 乾 あかね

経営指導員 萩原 昂

(連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 白岡市、白岡市商工会連絡先

①白岡市商工会

〒349-0204 埼玉県白岡市篠津 944-13

TEL:0480-92-9151/FAX:0480-93-2636

Email: info@shiraoka.or.jp

②白岡市

白岡市役所 商工観光課

〒349-0292 埼玉県白岡市千駄野 432

TEL:0480-92-1111/FAX:0480-93-5037

Email: shokokanko@city.shiraoka.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	245	245	245	245	245
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・チラシ作成費	15	15	15	15	15
・通信運搬費	70	70	70	70	70
・消耗品費	10	10	10	10	10
・防災感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、白岡市補助金、埼玉県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

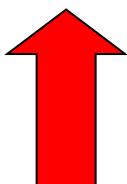
(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
I. 埼玉県商工会連合会 会長 江原貞治 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5ソニックシティビル7階
II. 埼玉県火災共済協同組合 理事長 野崎友義 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5ソニックシティビル7階
III. 埼玉県中小企業共済協同組合 理事長 江原貞治 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5ソニックシティビル10階
連携して実施する事業の内容
I. 埼玉県商工会連合会 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②商工会自身の事業継続計画の作成 ③BCP 普及啓発セミナーの開催
II. 埼玉県火災共済協同組合 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知
III. 埼玉県中小企業共済協同組合 ①小規模事業者に対する感染症リスクの周知
連携して事業を実施する者の役割
I. 埼玉県商工会連合会 ①パンフレット等の広報物提供 ②専門家派遣 ③費用の助成
II. 埼玉県火災共済協同組合 ①パンフレット等の広報物提供
III. 埼玉県中小企業共済協同組合 ①パンフレット等の広報物提供

連携体制図等

小規模事業者



支援

白岡市
白岡市商工会



連携

埼玉県商工会連合会
埼玉県火災共済協同組合
埼玉県中小企業共済協同組合